

学校における感染症への対応について

- * 生徒が感染症にかかった場合には、保護者へ「受診報告書」を渡し、必要事項を記入の上、担任へ提出するよう連絡してください。なお、医療機関で記入してもらう場合には料金が発生する場合があります。
- * 生徒が、後述の第一種、第二種以外の感染症にかかった場合には、出席停止について学校医等と相談しますので、保健課まで連絡してください。

【感染症の種類】 学校保健安全法施行規則 第 18 条、第 19 条より

種類	感染症	出席停止の基準*
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（H5N1 を除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	その他の感染症	

※ ただし、第二種の各出席停止期間は基準であり、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められる場合についてはこの限りではない。

(参考情報…文部科学省作成「学校において予防すべき感染症の解説」より)

○インフルエンザについて

「発症した後5日」とは、発熱の翌日を1日目として考え、発症後6日目から登校可能となります。また、「解熱した後2日」は、解熱の翌日を1日目として考え、解熱後3日目から登校可能となります。



○第三種の「その他の感染症」について

学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、緊急的に措置をとることができる。出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で判断する必要がある、あらかじめ特定の疾患を定めてあるものではない。

(その他の感染症として考えられるもの)

感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症など）、サルモネラ感染症、カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑（リンゴ病）、急性細気管支炎（RSウイルス感染症など）、EBウイルス感染症（キス病）、単純ヘルペス感染症、帯状疱疹、手足口病、ヘルパンギーナ、A型肝炎、B型肝炎